

中間答申書

久米南町庁舎の整備方法について

平成31年2月13日

久米南町庁舎改修整備検討委員会

平成31年2月13日

久米南町長 片山 篤 様

久米南町庁舎改修整備検討委員会
委員長 松山 茂

久米南町庁舎の整備方法について（中間答申）

本委員会は、久米南町庁舎改修整備検討委員会設置要綱第2条の規定により、必要な検討及び審議を行いました。諮問いただいていた中で「久米南町庁舎の整備方法」に関し、慎重に審議した結果、別紙のと通りの意見がまとまりましたので、委員会の総意として、中間答申書を提出いたします。

町におかれましては、本中間答申を尊重され、早期に庁舎整備を進められることを、委員一同、切に期待いたします。

久米南町庁舎の整備方法について

当委員会へ諮問された久米南町庁舎の整備方法について検討・審議した結果、次のような認識を共有しました。

【共通事項】

- ・「耐震改修+大規模改修（案）」、「新庁舎等新設（案）」、「既存施設活用（案）」、いずれの整備方法を採用した場合も、庁舎の構造体の耐震性は確保できる。
- ・考えられる整備方法のいずれを採用した場合も、主要な公共施設が集中し、利便性の高い、現在地周辺での整備となる。
- ・庁舎の周辺には中央公民館や文化センター、保健福祉センター等があり、周辺施設の整備や更新についても、庁舎整備と合わせて検討する必要がある。

【耐震改修+大規模改修（案）】

- ・事業期間も短く、事業費も建替えに比べて少ないため、比較的速やかに庁舎の耐震化整備を行うことができる。
- ・建替えに比べ、短期的な財政負担が小さいが、耐震改修を行ったとしても築46年を超える現庁舎は改修後十数年で建替え時期を迎えるため、長期的な費用対効果は低い。
- ・設備等は更新されるが、改修後も現庁舎をそのまま利用するため、狭隘化の解消やバリアフリー化などの課題は解決しない。
- ・耐震改修工事では、区画を分けた工事となるので、執務可能なスペースの確保が難しい上、振動や騒音、粉塵も伴い、階段の利用も制限されるなど利用者の安全性の確保も難しくなる。そのため、基本的には仮設庁舎又は既存施設への庁舎機能の移転が必要となり、仮設庁舎の設置費用や移転費用など余分な費用が発生する。
- ・緊急防災減災事業で交付税措置がある借入れが可能であるが、事業対象が耐震改修部分に限られるため、財政的負担が大きい。

【庁舎等新設（案）】

- ・耐震改修に比べ財政負担が大きいですが、建替え後の使用可能年数を踏まえると、長期的な費用対効果は高い。
- ・現庁舎が抱える狭隘化の解消やバリアフリー化などの課題が解決できる。
- ・公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）として事業費の借入れが可能であり、後年度の交付税措置があるため、財政的負担が軽減される。
- ・「新庁舎を現在の場所に建設（案）」は、現庁舎の解体後、同じ場所に新庁舎を建設するため、仮設庁舎や庁舎機能の移転が必要となり、仮設庁舎の設置費用や移転費用など余分な費用が発生する。
- ・「新庁舎及び新中央公民館を建設（案）」は、庁舎の建替えには公共施設等適正管理推進

事業（市町村役場機能緊急保全事業）、公民館の建替えには過疎対策事業として事業費の借入れが可能であり、後年度の交付税措置を受けられるため、財源的負担が軽減される。

- ・「新庁舎及び新中央公民館を建設（案）」は、現中央公民館の場所に新庁舎を整備することで、現在の庁舎で執務しながら整備工事が行えるため仮設庁舎を必要としない。また、公民館整備中の代替施設は、文化センターや公民館支館等により対応できると思われる。しかし、庁舎と公民館をそれぞれ建設することになるため、事業期間と事業費が増加する。
- ・「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」は、庁舎部分に公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）、公民館部分に過疎対策事業として事業費の借入れが可能であり、後年度の交付税措置を受けられるため、財政的負担が軽減される。
- ・「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」は、庁舎と公民館を複合化することにより、共有部分の面積を削減することができるため、今後の維持管理費用の削減が見込まれる。
- ・「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」は、現中央公民館の場所に複合施設を建設することで、現在の庁舎で執務しながら整備工事が行えるため仮設庁舎を必要としない。また、整備中、中央公民館の代替施設は、文化センターや公民館支館等により対応できると思われる。

【既存施設活用（案）】

- ・構造上、壁を壊すような大規模なレイアウト変更や新たな加重がかかる構造物を作ることができず、庁舎に必要な面積が確保できないため、用途変更は難しい。文化センター・図書館は町民にとって必要な施設であり、運営方法を見直し、利用者を増やすための施策を検討すべきである。
- ・文化センターを庁舎に用途変更するための整備事業では交付税措置がある借入れができないため、財政的負担が増加する。

以上のことを踏まえ、諮問に対する当委員会としての結論は、次のとおりといたしました。

庁舎は自治体の主要機能を集約したいわば「町の心臓部」であり、万が一、災害等により機能しなくなった時には被害も大きくなり、町民の生命・財産に大きくかかわることになる。そのため、庁舎の耐震化整備は早急に進めるべきものであり、町が強い意志を持って進めていただきたい。

「長期的な費用対効果」、「交付税措置による財政的負担の軽減」、「周辺施設の状況」、「公共施設の集約による効果」、「耐震性・老朽化など現庁舎の様々な課題の解消」、などを考慮すると、「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」によって庁舎の整備を行うべきである。